

コープポイントに関するきまり

(目的・適用)

第1条 このきまりは、いわて生活協同組合（以下「生協」という）の「コープポイント」（以下、ポイントという）に関して定めます。

2 本きまりに定めのない事項は、パンフレット・ご案内文書などに記載したルールによります。

(ポイントを受ける資格)

第2条 ポイントを受ける資格は、組合員として在籍している方に限ります。

(ポイント付与の対象)

第3条 生協は、組合員に対し、以下の利用やサービスに応じポイントを付与します。

(1) 店舗利用高・来店サービスなど

ただし、以下の利用はポイント対象外とします。

1) 売場：専門店（テナント）、業者催事等

2) 商品：たばこ、商品券、ギフト券、プリペイドカード、切手・印紙等の金券類、箱代、DPE等の取次ぎ商品等

(2) 宅配・夕食宅配サービス利用高、配達手数料

ただし、配達灯油、コープのでんきはポイント対象外となります。

(3) 住まいと暮らしのサービス利用高

ただし、温泉利用など提携先への直接の支払いはポイント対象外となります。

(4) その他、いわて生協が指定する事業、売場、商品、役務、売掛の入金などはポイント対象外とします。

2 ポイントの付与は、以下の通りとします。

(1) 店舗では、レジ精算前に組合員カードまたはコープアプリを提示いただいた場合に原則として付与します。

(2) 宅配では、宅配納品書兼請求書作成時点（商品お届け日の3日前）に付与します。

(3) 夕食宅配サービス・住まいと暮らしのサービスでは、毎月21日に付与します。

(4) 付与したポイントは、店舗レシート・宅配納品書兼請求書に記載のほか、コープアプリ内で案内します。

(ポイント付与の方法)

第4条 ポイントの付与は、第3条1項で定める利用やサービスに対し、本体価格300円につき1ポイントを付与します。この他、商品や利用に応じてポイントを付与する場合があります。

2 商品を返品または利用金額の減算処理を行った場合は、その分のポイントは減算します。

(ポイントの利用方法)

第5条 貯まったポイントは、1ポイント1円として、以下のいずれかの方法で使うことができます。ただし、いずれも換金やお釣りの対象にはなりません。

(1) 店舗では、300ポイントに達した次の買い物時に300円の「お買い物割引券」を発行します。「お買い物割引券」は、発行時以降の買い物時に割引券として使うことができます。なお、「お買い物割引券」の利用期限は、発行日から1年間とします。

(2) 宅配、夕食宅配、住まいと暮らしのサービスで、300ポイントで300円の利用代金の値引きとして使うことができます。宅配では、宅配注文書に所定の申込番号を記入します。記入分を翌週の配達代金から値引きします。夕食宅配、住まいと暮らしのサービスでは、ポイント値引き申込書で申し込みます。

(3) このほか、コープアプリからの申し込みで、1ポイント1円として、以下のように使うことができます。

- 1) 宅配・夕食宅配サービス、住まいと暮らしのサービスの利用代金の値引き
- 2) アイコープ・カードへのチャージ
- 3) 募金への充当

(4) ただし、利用代金を滞納している場合は、ポイント利用はできません。

(ポイントの有効期限と失効)

第6条 ポイントの有効期限は、第2条1項で定める対象事業の最終ポイント付与日から2年間です。2年以上ポイント対象事業の利用がない場合は、自動的にポイントは失効します。なお、キャンペーンなどで付与する「期間限定ポイント」については、その使用期限はその企画ごとの案内のとおりとなります。

(ポイントの消滅)

第7条 組合員が次のいずれに該当した場合は、それまでのポイントは消滅します。

- (1) 本きまりに違反した場合
- (2) 生協を脱退した場合

法定脱退の場合は脱退時点で、自由脱退の場合は脱退となる年度末で消滅します。

- (3) 組合員カードを変造したり、不正使用した場合

付則

(解釈上の疑義)

第1条 このきまりに関する解釈上の疑義は、対象となる事業の担当役員が決定します。

(改廃)

第2条 このきまりの改廃ならびに特典内容の変更は、対象となる事業の担当役員が起案し理事会が決定します。

(施行日)

第3条 この規程は、2023年3月21日より施行します。